

2025年度第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）

海外留学支援制度(大学院学位取得型)の支援を受ける方で
貸与奨学金を希望する皆さんへ

貸与奨学金案内



- ・第1部「奨学金制度」及び第2部「奨学金の手続き」を読んで貸与奨学金についてよく理解したうえで、申込みを希望する場合には、第3部「申込手続きと提出書類」に従って申込手続きを進めてください。

2025年3月1日



JASSO

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

知っておいてほしいポイント

あなた自身が借りるもの

貸与奨学金は、「もらう」ものではなくあなた自身が「借りる」ものです。

奨学金の貸与を受ける（申込みをする）のは、あなた本人です。返還義務はあなた本人にあります。

本当に必要な金額？ 借り過ぎに注意！

貸与を受けようとする人は、あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の必要性、返す時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申し込んでください。

次の世代へリレーされる

奨学生が学校を卒業してから返還するお金が次の世代の奨学金として使われます。

無理なく返還できる救済制度

返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて毎月の返還額を減額して返還期間を延長する制度や、返還期限を先送りにする制度等があります。

留学開始月前には振り込まれません！

奨学金は、留学開始月以降に振込みが始まります。留学開始前に必要となる「入学金」等には利用できません。

目次

第1部 奨学金制度

1 奨学金の種類	3	6 入学時特別増額貸与奨学金の利率と利子	9
2 申込資格	4	7 返還期間・返還額と返還方式	10
3 選考基準（学力基準・家計基準）	5	8 返還が難しいとき	12
4 奨学金の貸与方法・貸与終了後の返還	6	9 個人情報情報の取扱い	14
5 保証	7		

第2部 奨学金の手続き

1 申込みから返還完了までの流れ	16	資料1 奨学金の返還例	22
2 入学時特別増額貸与奨学金を受けるための 手続き	17	資料2 第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象） の保証制度の仕組み	23
3 採用決定後の手続き	18	資料3 保証料（目安）	24
4 奨学金貸与中～返還中の手続き	20	資料4 保証委託約款	25

第3部 申込手続きと提出書類

1 申込みスケジュール	26	5 収入に関する書類	29
2 申込手続きの流れ	26	6 進学前離職の特例措置について	31
3 必要書類	27	7 転職者 収入に関する書類と「申込書」入力上の注意点	32
4 【様式 A】「確認書」の作成・記入例	28	8 必要書類の提出	33

本冊子の用語

あなた.....奨学金を申し込む学生本人 機構.....日本学生支援機構

第1部

奨学金制度

1 奨学金の種類

1 奨学金の種類

奨学金の種類	利子	貸与の方法		貸与期間
第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）	無利子	毎月の奨学金	原則として 毎月1回振込み	下記 2 貸与期間参照
入学時特別増額貸与奨学金	有利子	一時金	採用が決定した月に 一回だけ振込み	（1回の振込みで終了）



入学時特別増額貸与奨学金は入学年月と貸与始期（奨学金の貸与を開始する年月）が一致する場合にのみ申込可能です。
入学時特別増額貸与奨学金を単独で利用することはできません。
第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）では、授業料後払い制度は利用できません。

2 貸与期間

貸与始期は2025年4月を限度として、海外留学支援制度（大学院学位取得型）の支援開始月まで遡ることができます。
貸与終期は支援終了年月と同じです。留学の早期終了等により海外留学支援制度の支援期間が短縮されるなどの変更が生じた場合は、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の貸与期間も変更（短縮）します（奨学金の辞退手続き又は貸与終期訂正の手続きが必要です）。



海外留学支援制度（大学院学位取得型）の支援期間外に第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）が振り込まれた場合は、所定の手続きにより返金する必要があります。

3 貸与金額

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の貸与月額は2種類、入学時特別増額貸与奨学金は5種類の金額から選択できます。

奨学金の種類	貸与金額	
	修士課程相当	博士課程相当
第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）	月額 50,000 円 ・ 88,000 円	月額 80,000 円 ・ 122,000 円
入学時特別増額貸与奨学金	100,000 円 ・ 200,000 円 ・ 300,000 円 ・ 400,000 円 ・ 500,000 円	



第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び入学時特別増額貸与奨学金は、人的保証に加えて、機関保証制度への加入が必須のため、振込額は、貸与金額から一定の「機関保証料」を差し引いた金額となります。

他の奨学金との併用

本機構においては、他の奨学金との併用は認めています。ただし、相手方が認めていない場合がありますので、当該団体に確認してください。

2 申込資格

申込みにあたっては、次の申込資格をよく確認してください。

申込資格

「2025年度の海外留学支援制度（大学院学位取得型）の採用者」または「2024年度以前に海外留学支援制度（大学院学位取得型）の採用者となり2025年度にも継続して当該制度の支援を受ける人」であって、経済的理由により修学に困難があると認められる人。

なお、次に該当する場合は、申込みの対象外です。

- ・ダブルディグリープログラムにより、留学期間中に国内の第一種奨学金を継続貸与する人（国内の第一種奨学金との併用貸与は不可）



- ・過去に第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の貸与を受けた人が、同じ学校区分（修士課程・博士課程）で、新たに第一種奨学金を希望する場合は、海外留学支援制度（大学院学位取得型）の支援期間にかかわらず貸与期間が短縮されたり、申込みができない場合があります。なお、所定の要件を満たす場合に限り、すべての学校区分において1回限り、再貸与を受けることができます。詳しくは、国内在籍学校に確認してください。
- ・奨学生として採用されるまでの間に、過去に貸与を受けた奨学金について以下の状態にあることが判明したときは、不採用又は採用を取り消される場合があります。
 - ア) 返還誓約書が未提出である場合
 - イ) 奨学金の返還を延滞している場合
 - ウ) 代位弁済が行われた場合
- ※上記ア) 又はイ) の状態にある場合は、新たに奨学金を申し込むためには速やかに必要な手続きを行うことが必要です。上記ウ) の場合は、新たに奨学金を申し込む資格はありません。
- ・債務整理中の人、留年中の人は申込資格がありません。

【外国籍の人の申込資格】

外国籍の人は、海外留学支援制度（大学院学位取得型）に準じ、次の（１）～（２）のいずれかに該当する人のみ申込みができます。

- (1) 法定特別永住者（※1）
- (2) 在留資格（※2）が「永住者」

（※1）法定特別永住者は、「日本国と平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）に定める法定特別永住者を差します。

（※2）在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）の定めによります。



- ・在留資格の記載が上記以外の場合は、採用されません。
- ・申込資格がないことが判明した場合は、奨学金の振込みを停止して採用を取り消すとともに、振込済みの奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

3 選考基準（学力基準・家計基準）

機構は、申込者が機構の定める選考基準を満たすことを審査し、基準を満たす人全員を奨学生として採用します。

1 学力基準

海外留学支援制度（大学院学位取得型）における支給要件を満たしていること。

2 家計基準

①修士課程相当

奨学金の種類	家計基準
第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額（注2）の合計が97,800円以下であること（年収目安389万円）※2
第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）と第二種奨学金との併用 ※1	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額（注2）の合計が61,600円以下であること（年収目安284万円）

②博士課程相当

奨学金の種類	家計基準
第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額（注2）の合計が118,600円以下であること（年収目安442万円）※2
第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）と第二種奨学金との併用 ※1	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額（注2）の合計が66,400円以下であること（年収目安299万円）

（注1）収入については、申込月によって用いる住民税情報の年が違います。

【第1～第5回（5月～9月）までの申込の方】は2023年（1月～12月）の収入に基づく2024年度住民税情報、

【第6～第10回（10月～2月）までの申込の方】は2024年（1月～12月）の収入に基づく2025年度住民税情報により算出された貸与額算定基準額が上表に該当するか審査を行います。

（注2）貸与額算定基準額は次の計算式により算出します（100円未満は切り捨て）。

$$\text{貸与額算定基準額}^{\star 1} = (\text{課税標準額}) \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額})^{\star 2}$$

- ★1 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が0円となります。（以下の例外を除きます。）
- ・ふるさと納税等による寄付金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっても、貸与額算定基準額は0円にならない場合があります。
- ★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額）に3/4 を乗じた額となります。



- ※1 ダブルディグリー制度により国内の学校で貸与を受ける第二種奨学金との併用を希望する場合のほか、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）に併せて、第二種奨学金（海外）を申し込む場合も、併用貸与の家計基準が適用されます。
- ※2 海外留学支援制度（大学院学位取得型）の採用者は、研究能力が特に優れていると認められるため、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の家計基準には第一種奨学金の家計基準の超過許容額が適用されています。

入学時特別増額貸与奨学金の利用条件

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、利用できなかった世帯の学生に貸与します。



- ・世帯収入（所得）が上限額を超えている等の理由で、日本政策金融公庫が定める要件を満たさないために「国の教育ローン」を申し込みなかった世帯の学生は対象外です。この場合、「国の教育ローン」も、入学時特別増額貸与奨学金も利用できません。
- ・申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できる場合があります。「国の教育ローン」の手続きが必要か不要かの判定は申込書類をご提出いただいた後、機構で家計審査を行い「国の教育ローン」への申込みが必要な場合は、国内連絡者へお知らせします。

4 奨学金の貸与方法・貸与終了後の返還

1 奨学金の貸与方法

奨学生本人名義の口座に原則毎月振り込みます。

【取扱金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	外国銀行、インターネット専業銀行（楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、PayPay銀行、auじぶん銀行等）、農協、信託銀行、その他一部の銀行（SBI新生銀行、あおぞら銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座

【奨学金振込日】



- ・進学前に奨学金が振り込まれることはありません。進学前に必要な資金は別途用意する必要があります。
 - ・不備なく審査完了し、審査要件を満たしている場合は、原則として申込月の翌月に採用が決定し、初回振込が行われます（採用される月は、6月～3月となります）。
- ただし、海外留学支援制度（大学院学位取得型）の支援開始前に申し込んだ場合は、海外留学支援制度（大学院学位取得型）の支援開始手続きにかかる審査完了後に採用が決定します。

採用月	振込日	採用月	振込日	採用月	振込日
	4月21日	8月	8月11日	12月	12月11日
	5月16日	9月	9月11日	1月	1月11日
6月	6月11日	10月	10月11日	2月	2月11日
7月	7月11日	11月	11月11日	3月	3月11日

（注）上記の日が金融機関の休業日のときは前営業日となります。

2 貸与終了後の返還

（1）口座振替

貸与終了時に、スカラネット・パーソナルもしくは金融機関の窓口で、奨学金返還時の口座振替（リレー口座）の加入手続きをしてください。

（2）返還額の決定と返還開始

返還額は返還方式や割賦方法（定額返還方式を選択した場合の「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」）、第二種奨学金の利率の算定方法により決定されます。

奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります（3月に貸与終了の場合は、10月に返還開始）。返還は、（1）で手続した金融機関の口座からの振替（引落し）によって行われます。振替（引落し）日は毎月27日（この日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）です。

5 保証

保証制度には、「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあり、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の貸与を受けるには「**機関保証制度**」に加え、「**人的保証制度**」への両方の加入が必要となります。いずれかの制度を選択することはできません。これらの保証を受けた場合でも、奨学金の貸与を受けた本人が奨学金の返還の義務を負うことになります。

1 機関保証制度

機関保証制度とは、保証機関である「公益財団法人日本国際教育支援協会」に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。保証を受けるためには一定の**保証料**の支払いが必要となり、**毎月の奨学金の貸与額から保証料を差し引いた金額があなたの口座に振り込まれます**（保証料は、奨学生として採用された時に交付する「奨学生証」でお知らせします）。

このほか、機構があなたと連絡が取れない場合にあなたの住所や電話番号等を照会する「**本人以外の連絡先（国内連絡者）**」となる人を指定する必要があります。



機関保証制度の詳細・保証料の目安については23～25ページをご覧ください。

本人以外の連絡先（国内連絡者）

あなたが海外の大学院に進学した後の手続きは、すべて国内連絡者を通じて行います。**国内連絡者には、原則として、人的保証において連帯保証人（原則として、父又は母）となる予定の人を選任してください。**

2 人的保証制度

人的保証制度とは、機構が定める選任条件を満たす人にあなたが依頼し、**連帯保証人** 及び**保証人**を引き受けてもらう制度です。



- ・連帯保証人、保証人それぞれの役割と選任条件については、下表でよく確認してください。
- ・連帯保証人又は保証人が死亡した場合や選任条件を満たせなくなった場合は、新たな人物の選任が必要となります。
- ・進学後、「返還誓約書」に連帯保証人及び保証人が自署・押印（実印）のうえ、印鑑登録証明書等を提出する必要があります。

【連帯保証人・保証人の役割と選任条件】

次の条件をすべて満たす連帯保証人・保証人を選任する必要があります。

連帯保証人【原則、父母】	保証人【原則、おじ・おば等】
【役割】 奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しないときは、その全額について返還しなければなりません。	【役割】 あなた及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりません。保証人の返還すべき金額は、あなたが返還すべき返還未済額の3分の1となります（「分別の利益」）。また保証人となった人は、あなたに資力があることを証明できれば、あなたに対して請求するよう主張でき（「検索の抗弁権」）、あなたに請求していない分を請求されたときは、まずあなたに対して請求するよう主張できます（「催告の抗弁権」）。 ※機構があなたに先んじて保証人に請求することはありません。
【選任条件】 あなたの父母 父母がいない等の場合は、4親等以内の親族（※）	【選任条件】 ① 父母以外の人 ② あなた及び連帯保証人と別生計の人 ③ 連帯保証人の配偶者・婚約者でない人 ④ 4親等以内の親族（※） ⑤ 採用時に65歳未満の人（※）
連帯保証人、保証人に共通の条件	① あなたの配偶者・婚約者は選任できません。 ② 未成年者・学生・債務整理中（破産等）の人は選任できません。 ③ 貸与終了時（貸与終了月の末日時点）にあなたが満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人でなければ選任できません。

（※）これらの条件を満たさない場合でも、次ページの【代替要件】を満たすことで選任が可能になります。

（※）配偶者の父母を保証人に選任する場合は、【代替要件】を満たす必要があります。

【代替要件】

連帯保証人については「4親等以内の親族」（選任条件）、保証人については「4親等以内の親族」（選任条件④）の条件だけを満たさない場合、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出により「貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の3分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人」であれば選任ができます。

具体的には次の条件A～Cのいずれか1つ以上を満たす必要があります。必ず事前に、その人の収入・所得や資産に関する証明書類により基準を満たすことを確認してください。

なお、保証人について「採用時に65歳未満の人」（選任条件⑤）の条件だけを満たさない場合は、「返還誓約書」提出時に、本人の署名及び、連帯保証人が署名・押印した「保証人の選任に係る事情書」の提出が必要です。

貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる条件

	返還保証書区分	条件	証明書類（すべてコピー可）
A	Ⅰ	給与所得者：年間収入金額 $\geq$ 320 万円	所得証明書、源泉徴収票、年金振込通知書等（注1）（注2）
		給与所得者以外：年間所得金額 $\geq$ 220 万円	所得証明書、確定申告書の控え（注2）
B	Ⅱ	預貯金残高 $\geq$ 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の3分の1）	預貯金残高証明書、取引残高報告書（評価額のわかるもの）（注3）
C	Ⅱ	固定資産の評価額 $\geq$ 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の3分の1）	固定資産評価証明書及び登記事項証明書（全部事項証明書）の2点（注3）（注4） ※登記事項証明書（全部事項証明書）は法務局で取得

（注1）年金収入は給与として取り扱います。

（注2）証明書類は、取得できる直近のものを提出してください。「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付してください。

（注3）誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたものを提出してください。

（注4）固定資産評価証明書に併せて「登記事項証明書（全部事項証明書）」の提出が必要です。ただし、固定資産評価証明書に所有者と持分割合（共有名義の場合）が明記されている場合は提出不要です。

ただし、「固定資産評価証明書」に「この証明は、不動産登記法による所有権を証明するものではありません。」といった内容の注意書きがある場合、誰が資産の所有者か確認するため、『登記事項全部証明書（全部事項証明書）』を併せて提出する必要があります。

※条件を満たすことが明確でない場合、代わり又は追加の証明書が必要になることがあります。

上記のA～Cを組み合わせると貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の3分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると証明する場合は、以下の条件となります。

組合せ	返還保証書区分	条件
A + B	Ⅲ	年間収入（注5） + （預貯金残高 $\div$ 16年（注6）） $\geq$ 320万円（注7）
A + C	Ⅲ	年間収入（注5） + （固定資産の評価額 $\div$ 16年（注6）） $\geq$ 320万円（注7）
B + C	Ⅱ	預貯金残高 + 固定資産の評価額 $\geq$ 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の3分の1）
A + B + C	Ⅲ	年間収入（注5） + （預貯金残高 + 固定資産の評価額） $\div$ 16年（注6） $\geq$ 320万円（注7）

（注5）「年間収入」は給与所得者の場合です。給与所得者以外の場合は「年間所得」となります。給与所得者以外の場合で給与所得もあるときは、年間所得金額（年間所得220万円以上）により判断してください。

（注6）16年は平均返還予定年数。

（注7）320万円は、給与所得者の場合であり、給与所得者以外の場合は220万円となります。なお、給与所得者以外の場合で、給与所得もあるときは、年間所得金額（年間所得 $\geq$ 220万円）により判断してください。

6 入学時特別増額貸与奨学金の利率と利子

入学時特別増額貸与奨学金については、選択した「利率の算定方法」に従って貸与終了時（入学時特別増額貸与奨学金の振込時）に決定した利率に基づく利子が発生します。なお、奨学金貸与中及び在学猶予・返還期限猶予中は無利子です。

1 利率の算定方法

次の2つのいずれか1つを申込時に選択します。

利率の算定方法	説明
利率固定方式	貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。 将来、市場金利が変動した場合も、利率は変わりません。
利率見直し方式	貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直します。 将来、市場金利が変動した場合は、それに伴い利率も変わります。



・入学時特別増額貸与奨学金は第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の初回振込時に全額振り込まれ、その時点で利率が確定します。

2 利率

利率は、機構が奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる財政融資資金の利率（※）に原則として0.2%上乗せした利率が適用されます。

■最近の利率についてはホームページをご覧ください。

ホーム>奨学金>奨学金制度の種類と概要>貸与奨学金（返済必要）>第二種奨学金（有利子で借る）>第二種奨学金の貸与利率>平成19年4月以降に奨学生に採用された方の利率



（※） 「利率固定方式」を選択した奨学金に対しては「固定利率型」の利率が、「利率見直し方式」を選択した奨学金に対しては「5年利率見直し型」の利率がそれぞれ適用されます。なお、財政融資資金の借換えと併せて機構が債券を発行した場合は、財政融資資金と債券の利率をそれぞれの貸与額で加重平均した利率が適用されます。

3 利子

利子は、利率に基づき残元金に対して貸与終了の翌月の初日から発生し、1か月分の利子を当月の27日に割賦元金（残元金のうち当月に返還すべき金額）と併せて返還します。

(1) 返還据置期間の利子（据置期間利息）

返還据置期間（※）に発生した利子は、毎月の返還額に均等に分割して返還します。

※貸与終了後や在学猶予期間終了後から、返還開始までの期間

(2) 元利均等返還

利子は、元利均等返還の方法によりますので、毎月の返還額（割賦元金・残元金に対する利子・据置期間利息の分割額の合計額）は定額です（最終回は端数の調整があります）。

7 返還期間・返還額と返還方式

1 返還期間・返還額

奨学金の返還期間・毎月の返還額は選択した**返還方式**及び**割賦方法**により決まります。具体的な返還例は22ページ「資料1 奨学金の返還例」をご覧ください。

2 返還方式

(1) 返還方式の種類と概要

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）については「所得連動返還方式」と「定額返還方式」のどちらかの返還方式を申込時に選択してください。

「所得連動返還方式」は、卒業後の所得に応じて毎年の返還額が決まるので、所得が少ない時期も、無理なく返還できる制度です。

所得連動返還方式

返す月額を毎年見直し

所得に応じた月額で返還

例 年収:300万円 → 月額:約 8,600円
年収:450万円 → 月額:約 15,400円
返還者本人に子どもがいる場合、1人につき月額から約2,400円を控除

特長

所得があまり高くない時でも無理のない月額で返還できるので、将来のリスクに備えられます。

定額返還方式

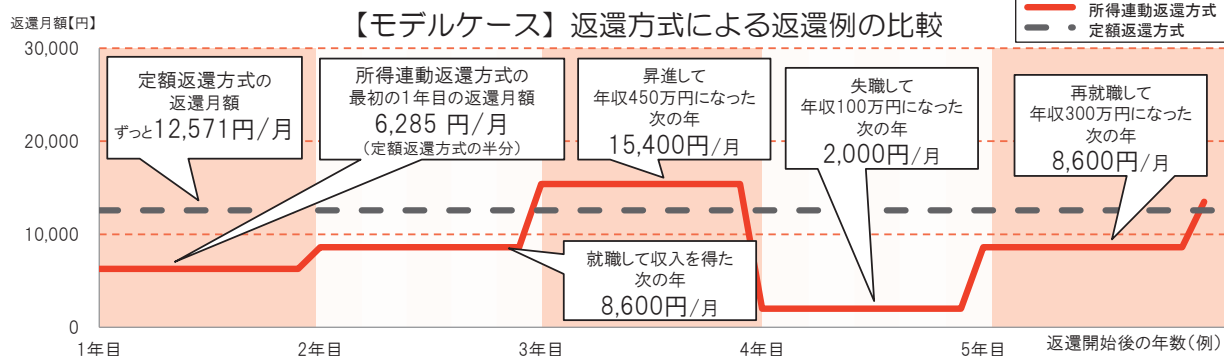
返還完了まで返す月額が同じ

借りた総額に応じた月額で返還

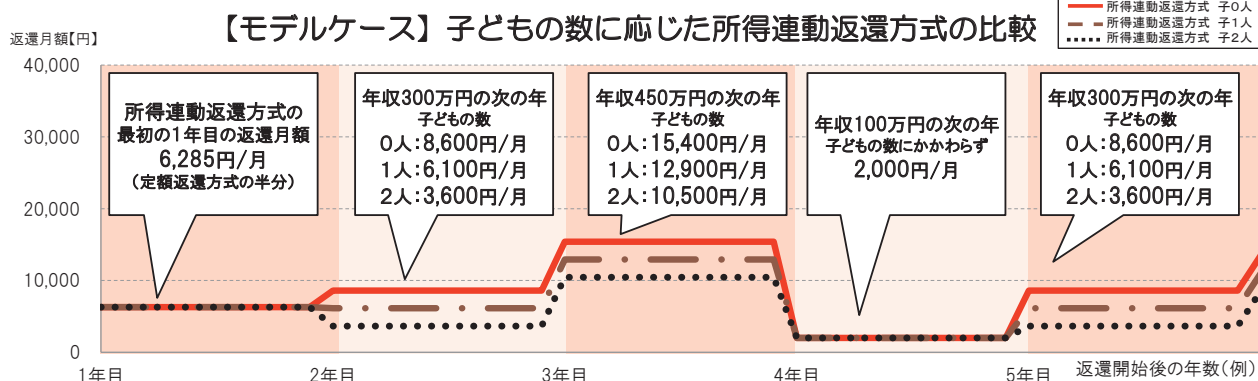
例 8.8万円を2年間で(211.2万円)借りた場合
→月額:約 12,571円(14年間)

特長

最後まで同じ月額で返還するので、返還の計画がたてやすくなります。



※所得連動返還方式の返還2年目以降の返還月額は前年の収入(所得)により変動します。また、返還者本人の子ども1人につき一定額が返還月額から控除されます。返還期間は一般的に返還月額が少ないほど長くなり、多いほど短くなります。返還総額はどちらの返還方式も同じです。



※所得連動返還方式の返還2年目以降の返還月額は前年の収入(所得)により変動します。また、返還者本人の子ども1人につき一定額が返還月額から控除されます。返還期間は一般的に返還月額が少ないほど長くなり、多いほど短くなります。返還総額は定額返還方式と同じです。

7 返還期間・返還額と返還方式

【所得連動返還方式と定額返還方式の概要】

	所得連動返還方式	定額返還方式
マイナンバー	提出が必要	提出不要
保証制度	機関保証制度に加え人的保証制度への両方の加入が必要	機関保証制度に加え人的保証制度への両方の加入が必要
返還月額の算出	マイナンバーを利用して取得（返還2年目以降）した前年の所得情報に基づき、10月～翌年9月の返還月額を算出（「課税対象所得（課税総所得金額）」×9%÷12）（1円未満の端数は切り捨て） ※子ども1人につき33万円を課税対象所得から控除します。 ※算出した額が2,000円未満となった場合、返還月額は2,000円となります。 ※返還初年度の返還月額は、定額返還方式により算出した返還月額の半額です。また、その額での返還が困難な場合は申請により月額2,000円に変更することが可能です。 ※あなたが返還中に被扶養者になっている場合は、あなたと扶養者の課税対象所得（課税総所得金額）の合計に基づき返還月額を算出します（扶養者のマイナンバーの提出が必要となります）。 ※第一種奨学金の貸与を複数回受け、いずれも所得連動返還方式を選択した場合は、返還初年度はそれぞれの奨学金の定額返還の半分の額を、返還開始2年目以降は前年の課税対象所得の9%を12で割った返還月額×貸与を受けた奨学金の数（例：大学と大学院（修士）であれば×2、大学と大学院（修士）と大学院（博士）であれば×3）により返還をしていただくことになります。 ※国外居住により日本国内の税情報を取得できないときは、定額返還方式の返還月額になります。	貸与総額に応じて算出された返還金額（月額）により、返還完了まで定額で返還
割賦方法	月賦返還のみ	返還誓約書にて「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」のいずれかを選択
返還困難な場合	返還期限猶予制度のみ利用可能（減額返還制度は利用不可）	減額返還制度、返還期限猶予制度が利用可能



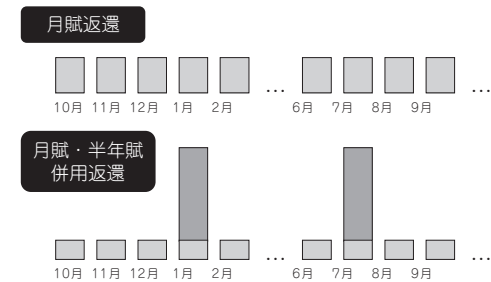
- ・何らかの事情によりマイナンバーを提出していない場合は、定額返還方式により算出した返還月額により返還します。
- ・入学時特別増額貸与奨学金は、定額返還方式となります。

(2) 「定額返還方式」の割賦方法の選択

「定額返還方式」を選択した第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び入学時特別増額貸与奨学金については、採用後に提出する返還誓約書において、返還する際の割賦方法を選択する必要があります。

割賦方法	説明
月賦返還	返還総額を毎月均等に分割して返還します。
月賦・半年賦併用返還	返還総額の半分を月賦（毎月）で、もう半分の半年賦（1月と7月の半年に1回）で返還します。月賦返還に比べて、1月と7月以外の月の返還額はおよそ半分になりますが、1月と7月はおよそ3.5倍になります。

毎月の返還のイメージ



「返還誓約書」提出時に選択した割賦方法は、その後は原則として変更できません。

(3) 返還方式の変更（第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）のみ）

変更内容	変更可能時期
所得連動返還方式→定額返還方式	・貸与期間が終了する年度の一定の期間まで変更することができます（貸与終了後は変更できません）。
定額返還方式→所得連動返還方式	・貸与中及び貸与終了後いずれも変更が可能です。 ※変更手続きにあたっては、あなたのマイナンバー及びその他確認書類の提出が必要です。 ※月賦・半年賦併用返還を選択していた場合は月賦返還に変更されます。

（注）入学時特別増額貸与奨学金は「定額返還方式」限定であるため対象外です。

7 返還期間・返還額と返還方式

3 繰上返還

貸与終了の翌月から繰上返還が可能です。
なお、有利子奨学金（第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金）の繰上返還をする場合、その繰上に相当する期間の利子はかかりません。ただし、据置期間利息（9ページ）がかかります。

4 特に優れた業績による返還免除

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に在学している課程で特に優れた業績を挙げた人として機構が認定した場合に、貸与終了時に奨学金の全額または半額の返還が免除される制度です。
返還免除の認定は、学問分野での顕著な成果や発明・発見や、専攻分野に関する芸術・スポーツ、ボランティア活動等における高い評価・優れた結果等、「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」に定める業績を総合的に評価することにより行われます。
なお、博士課程については、専攻分野に関する芸術またはスポーツにおいて優れた業績がある場合を除き、学位論文やその他研究論文において優れた業績があることを必須としています。

 この免除申請は希望者が行うものですが、海外の大学院における指導教員等の推薦が必要となります。
なお、返還免除に係る案内は、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の採用決定通知とともに国内連絡者宛てに送付します。

8 返還が難しいとき

奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります（5月に貸与が終了した場合は、12月から返還が開始となります）。貸与が終了する際は、所定の返還手続きを行う必要があります。
なお、貸与が終了した後も学校に在学する場合は、在学猶予の手続きを行ってください。また、傷病や経済困難等により返還が困難となった場合には、減額返還又は返還期限猶予などの救済制度利用を検討する等、延滞とならないよう注意してください。

1 救済制度

返還が困難な場合は、本人からの願出により、返還期限の猶予等を認める場合があります（審査があります）。
減額返還制度、返還期限猶予制度とも返還総額は変わりません。

救済制度	説明	1回の願出で適用される期間	適用期間の制限
減額返還	傷病、経済困難等の事由により返還月額を減額すれば返還できる場合に、願出により月々の返還額を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する制度です。	1年以内	最長、通算15年間（180か月）まで
	 返還方式を「所得連動返還方式」とした第一種奨学金については、減額返還制度は利用できません。		
返還期限猶予	傷病、経済困難等の事由により返還が困難となった場合に、願出により返還を先送りにする制度です。	1年以内	通算10年間（120か月）まで ※願出の事由による
在学猶予	奨学金の貸与が終了した後も引き続き学校に在学（進学）する場合に、願出により返還期限を先送りにする制度です。在学猶予終了の翌月から数えて7か月目に返還が開始（再開）します。	卒業予定期まで ※学校・課程によっては1年ごとの願出が必要	通算10年間（120か月）まで
返還免除	死亡又は精神・身体の障害により就労不能と診断された時は、願出により返還が免除される場合があります。		

2 延滞した場合

延滞の発生

- 延滞金が賦課されます。
※延滞している割賦金（入学時特別増額貸与奨学金については利子を除く）の額に対し、年（365日あたり）3%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。

返還の督促

- 機構が委託した債権回収会社等（※1）が電話による督促をします。
※まず、本人へ督促します。
※次に、連帯保証人・保証人へ通知します。
↓
- 返還に応じない場合は、機構が委託した債権回収会社が、本人、連帯保証人及び保証人に対し奨学金の回収を行います。
※自宅・勤務先に訪問する場合があります。
※連帯保証人又は保証人があなたに代わって機構に返還した場合、連帯保証人又は保証人は保証機関である「公益財団法人日本国際教育支援協会」（以下、「保証機関（協会）」という）に対して返還金の請求（求償権の行使）はできません。

個人信用情報機関への登録

- 奨学金の返還が延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関（※2）への登録対象となります。
- 新たに返還を開始する方は、返還開始から6か月経過した時点で延滞3か月以上の場合に、個人信用情報機関への登録対象となります。登録の判定は、返還開始から6か月経過してからは、毎月行われます。

機構からの一括返還請求

- 督促にも係わらず返還に応じない場合は、返還期限が到来していない分を含めた返還未済額（元金、利子（入学時特別増額貸与奨学金（第二種奨学金））、延滞金）について全額一括での返還を請求します。（「期限の利益の喪失」※3）

代位弁済請求

- 機構から保証機関（協会）に対し、返還未済額（元金、利子（入学時特別増額貸与奨学金（第二種奨学金））、延滞金）について請求を行います。

代位弁済

- 保証機関（協会）が本人に代わり、機構へ債務を弁済します。このことを代位弁済といいます。
※保証機関（協会）は、機構が持っていた本人の債権を取得します。

保証機関からの請求・督促（※4）

- 代位弁済がなされた場合、保証機関（協会）から、本人に代位弁済額の一括請求を行います。（求償権の行使）

強制執行

- 返済に応じない場合は、保証機関（協会）が強制執行までの法的手続きを行い、給与や財産を差し押さえます。

（※1）債権回収会社とは「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービサー」と呼ばれるものです。

（※2）個人信用情報機関とは、会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

（※3）期限の利益とは、期限の到来までは債務の履行を請求されないという債務者の利益のことをいいます。返還期日が到来するまでは、その返還期日の割賦については請求されることはありません。ただし、期限の利益を喪失すると、返還期日未到来分を含めて、元金・利子（入学時特別増額貸与奨学金（第二種奨学金））・延滞金の全額を一括返還請求されます。

・督促を受けても返還期限猶予等の手続や連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。

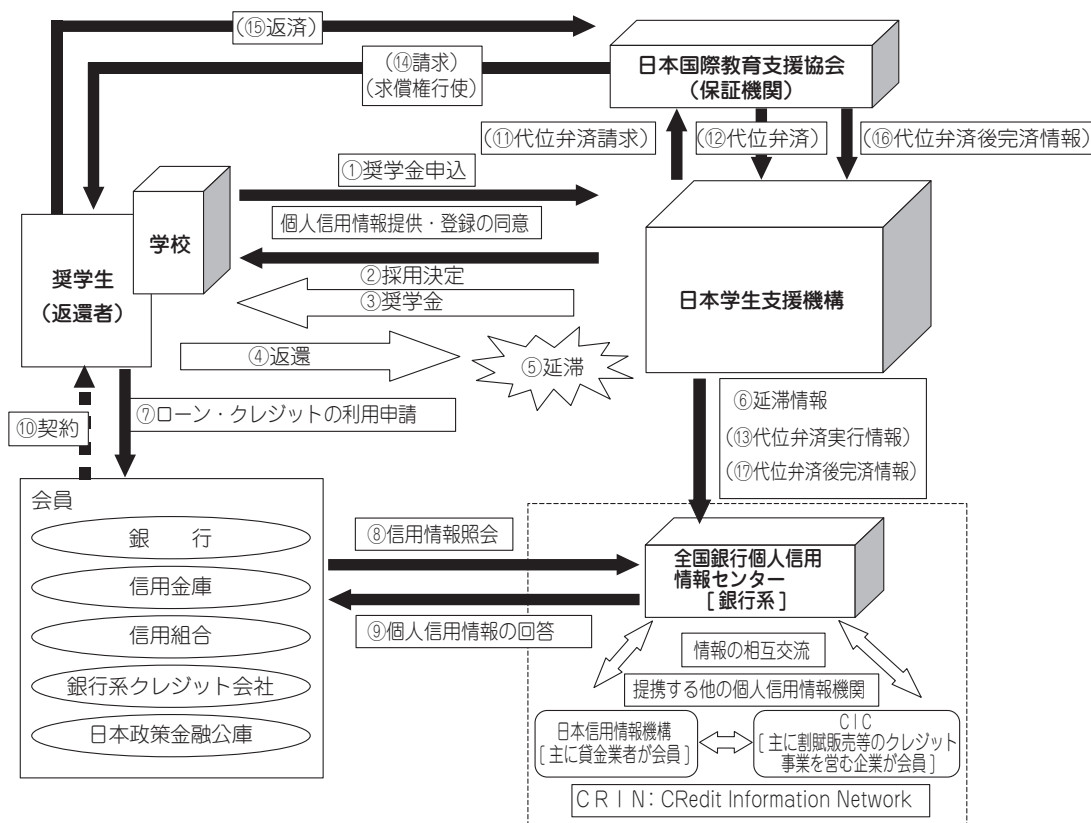
（※4）なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

9 個人信用情報の取扱い

奨学金申込時に、個人信用情報の取扱いについて同意する必要があります。同意条項は、申込時に提出する「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」に記載されています（次ページにも掲載していますのでご覧ください）。個人信用情報の取扱いに関する同意がない場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

- ・奨学金の返還が延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関への登録対象となります。
- ・新たに返還を開始する方は、返還開始から6か月経過した時点で延滞3か月以上の場合に、個人信用情報機関への登録対象となります。登録の判定は、返還開始から6か月経過してからは、毎月行われます。
- ・一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況が毎月更新され、延滞を解消すると、延滞が解消されたという情報に更新されます。登録された情報は、返還完了から5年後に削除されます。
- ・個人信用情報機関に延滞情報が登録されると、スマートフォンの分割払いやクレジットカードの利用ができなくなる、また、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

【個人信用情報機関への登録の流れ】



1. 申込み～採用決定、振込み

- ①奨学金申込み（個人信用情報機関（含む提携個人信用情報機関）への情報提供についての同意が必須となる）
- ②採用決定
- ③奨学金の振込み

2. 返還開始～延滞発生

- ④返還開始
- ⑤延滞発生
- ⑥個人信用情報機関への延滞情報の登録（延滞3か月以上になった場合）

3. 会員（銀行等）による個人信用情報の利用

- ⑦ローン・クレジットの利用申請
- ⑧会員からの信用情報照会
- ⑨個人信用情報機関からの信用情報の回答
- ⑩会員による契約の判断

4. 延滞が続き、代位弁済となった場合

- ⑪代位弁済請求
- ⑫代位弁済
- ⑬個人信用情報機関への代位弁済実行情報の登録
- ⑭保証機関（協会）から返還者への請求
- ⑮返還者から保証機関（協会）への返済
- ⑯完済の場合に代位弁済後完済情報を機構へ提供（代位弁済実行後5年以内）
- ⑰機構から代位弁済後完済情報を個人信用情報機関へ登録（代位弁済実行後5年以内）

9 個人信用情報の取扱い

以下は、「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」に記載されている「個人信用情報の取扱いに関する同意条項」の内容を拡大して掲載したものです。「確認書」に記入する前に、内容をよく確認してください。

【個人信用情報の取扱いに関する同意条項】

機構における個人信用情報機関への登録及び利用は、貸与奨学金の返済を延滞した場合のみ行います。

（個人信用情報の利用・登録等）

1. 私は、貸与奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

また、私は、延滞した後は機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人信用情報機関：全国銀行個人信用情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

②同機関と提携する個人信用情報機関

・（株）日本信用情報機構

<https://www.jicc.co.jp/>

・（株）シー・アイ・シー

<https://www.cic.co.jp/>

左記の個人信用情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

（代位弁済後の情報提供について）

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

（注）全国銀行個人信用情報センター、（株）日本信用情報機構、（株）シー・アイ・シーは、上記「個人信用情報の取扱いに関する同意条項」の「個人情報」に記載されている情報を登録する機関です。日本学生支援機構の業務に関する質問は受け付けていません。

第2部

奨学金の手続き

1 申込みから返還完了までの流れ

申込書類のダウンロード

機構のホームページから申込書類をダウンロードします。

※本年度以外の申込書類は、審査対象外となります。ご注意ください。

申込み

【第3部「申込手続きと提出書類」(26ページ)】

申込者本人が書類を作成し、必要書類を準備します。機構のホームページの申請用フォームに必要事項を入力し、提出用画面に申込書類を圧縮したファイル(zip ファイル)をアップロードのうえ、申込書類を提出してください。(郵送による提出も可)。

※留学前に申込み可能です。

※各月(5月～2月)の期限までに申込書類を提出してください。

機構での審査・選考

機構で申込書類の審査・選考を行います。必要に応じて連絡文書等を国内連絡者に送付します。

●書類不備があった場合は、照会文書を送付します。※1

●書類不備がない場合又は不備解消した場合は、以下の連絡文書を送付します。

○(該当者のみ)「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書提出対象者」連絡文書 ※1 【17ページ参照】

○(留学開始前(3か月以前)のみ)

・家計基準超過:「辞退届提出対象者」連絡文書 ※1

・特例措置対象者(離職前・無給休職前):「証明書提出待ち」連絡文書 ※1

・家計基準適格又は特例措置対象者(証明書提出済):「申込書類受領済」連絡文書

※1 必要書類を機構に提出してください。

奨学金選考結果(採否)通知

【18ページ】

原則として申込月の翌月の月初めに国内連絡者を通じて選考結果(採否)を通知します。

ただし、海外留学支援制度(大学院学位取得型)の支援開始前に申し込んだ場合は、海外留学支援制度(大学院学位取得型)の支援開始手続きにかかる審査完了後に通知します。

初回奨学金振込み

【18～19ページ】

原則として採用月の11日に奨学金の振込みが始まります。

奨学生となった人には、国内連絡者を通じて「奨学生証」「返還誓約書」等を交付します。

○「返還誓約書」及び「マイナンバー」の提出

指定の期日までに「返還誓約書」及び「マイナンバー」をそれぞれ機構の指定先へ提出してください。

※「返還誓約書」には連帯保証人・保証人の自署・押印及び所定の証明書等の添付が必要です。

「返還誓約書」の提出がない場合は、既に振り込まれた奨学金の全額を一括で返金する必要があります。

※「マイナンバー」は所得連動返還方式選択者のみ提出が必要です。

(毎月の奨学金の振込み)

○「奨学金継続願」の提出(貸与終了となる年度を除き毎年11月下旬)

【20ページ】

貸与終了

貸与終了時には国内連絡者を通じて「貸与奨学金返還確認票」を交付します。

【21ページ】

○口座振替(リレー口座)への加入手続き

【21ページ】

返還開始

貸与終了の翌月から数えて7か月目から返還が始まります。

(毎月の奨学金の返還(口座から引落し))

返還完了

返還が完了したときは「返還完了証」を送付します。

申込者

奨学生

(奨学金貸与中)

返還者

(返還中)

2 入学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続き

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用できない世帯の学生に貸与するものです。

[入学時特別増額貸与奨学金（一時金）]

奨学金申込時における貸与額算定基準額（詳しくは5ページ参照）が0円であること。ただし、貸与額算定基準額が0円を超えていても、公庫の「国の教育ローン」を利用できなかった人は、貸与額算定基準額0円とみなします。

以下の公庫が定める「国の教育ローン」の要件を満たさないために、「国の教育ローン」を申し込むことができなかった世帯の学生は対象外です。

公庫が定める「国の教育ローン」の要件

1. 借入申込世帯の年間収入（所得）金額が公庫の示す金額以内であること
2. 借入申込金額が450万円を超えていないこと※
3. 使途が教育資金であること
4. 保護者等による申込みであること

※詳しくは日本政策金融公庫のホームページをご覧ください。

公庫の融資の申込	入学時特別増額貸与奨学金の利用
上記1～4の要件を すべて満たした が公庫の審査の結果、融資を断られた場合	○（利用できます）（※1）
上記1～4の要件を満たしており公庫の審査の結果、融資が受けられた場合	×（利用できません）
上記1～4の要件を 満たさない ために、融資を受けることができなかった場合	×（利用できません）

（※1）次の書類の提出が必要です。

- 「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」
- 融資できない旨が記載された通知書（日本政策金融公庫発行）のコピー

3 採用決定後の手続き

1 選考結果（採否）通知

奨学生としての採否は、原則として申込月の翌月の月初めに、国内連絡者を通じて通知します。

ただし、海外留学支援制度（大学院学位取得型）の支援開始前に申し込んだ場合は、海外留学支援制度（大学院学位取得型）の支援開始手続きにかかる審査完了後に通知します。

2 採用・奨学金の振込開始

奨学生として採用されると、原則として採用月の 11 日に、届け出た口座への奨学金の振込みが始まります。

また、採用月の下旬に、国内連絡者を通じて「奨学生証」「返還誓約書」等が交付されます。

3 「返還誓約書」の提出

採用後は機構が定める期限内に次の書類を添付した「返還誓約書」（借用証書）を指定の提出先へ提出します。

「返還誓約書」の添付書類（2025年2月現在）

- | |
|---|
| ① 奨学生本人の住民票 |
| ② 「保証依頼書（兼保証委託契約書）」 |
| ③ 連帯保証人の収入に関する証明書類 |
| ④ 連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書 |
| ⑤ 保証人の選任に係る事情書
※保証人が「採用時に 65 歳未満の人」でない場合のみ必要 |
| ⑥ 「返還保証書」・資産等に関する証明書類
※連帯保証人又は保証人が「4 親等以内の親族」でない場合のみ必要 |



- ・期限までに提出のない場合は、採用時に遡って奨学生の身分を失います（振込済みの奨学金は速やかに全額を返金する必要があります）。
- ・提出時期になって保証人等から断られることのないよう、奨学金の貸与を申し込む前から依頼する人によく説明して承諾を得ておいてください。

3 採用決定後の手続き

4 マイナンバーの提出

返還方式として「所得連動返還方式」を選択した人は、必要書類を準備し、機構の指定先に奨学生本人のマイナンバーを提出することが必要です。提出書類、提出先、提出方法、期限等については採用時に本機構からお送りする封筒に同封されている説明資料「【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法」を必ず確認してください。

提出書類

① 「マイナンバー提出書」

奨学生本人の自署が必要です。

② 「番号確認書類」と「身元確認書類」

説明資料「【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法」を確認のうえ、用意してください。

	マイナンバーカードを持っている方	マイナンバーカードを持っていない方
「番号確認書類」	マイナンバーカードの うら面のコピー	マイナンバー記載の「住民票の写し」のコピーまたは原本 ※発行日が6か月以内で、発行印があるもの
「身元確認書類」	マイナンバーカードの おもて面のコピー	日本国の旅券（パスポート）、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、障害者手帳、療育手帳、氏名と生年月日の記載がある顔写真付き学生証等のコピー ※「身元確認書類」は、書類により2点提出が必要な場合がありますので、説明資料「【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法」を必ず確認してください。

安全管理について

留学に当たっては、外務省の「海外安全ホームページ」を活用し、留学先国・地域の安全情報を収集してください。

留学先国・地域全土において、外務省の「海外安全ホームページ」の「危険情報」または「感染症危険情報」がレベル3以上の場合には、奨学生としての採用は認められません。

なお、オンライン授業をレベル3以上ではない国・地域で受講する場合は、所定の書式及び証明書を提出することにより、採用を認めることがあります。

留学中は、留学先大学が定める安全管理の方針に従うとともに、留学先国・地域又は留学先大学が指定する保険や海外旅行保険へ加入する、留学先国・地域の安全等に関する情報収集を行う等、各自で安全管理及び健康管理に努めてください。

また、旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する者は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務付けられていますので、必ず提出してください。

外務省「海外安全ホームページ」<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

外務省海外旅行登録「たびレジ」<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

4 奨学金貸与中～返還中の手続き

1 異動手続き（休学、退学、転校など）

【休学・退学・転校する場合の手続き】

在学中に、休学、退学、転校など学籍上の身分に異動（変更）がある場合は、必ず奨学金の振込みを止める手続きが必要です。

手続きが遅れ、休学後や退学後に奨学金が振り込まれた場合は、振込超過分を一括返金しなければなりませんので、十分に注意してください。

休学、退学、転校など、学籍上の身分の異動（変更）が判明



異動する月（退学・休学・転校する月）の前月 10 日までに異動願（機構所定様式）を提出



上記提出期限を過ぎる場合は、直ちに機構へ連絡

※最終在籍月の翌月からの振込みを止める必要があります。

※連絡が遅れ、休学後や退学後に奨学金が振り込まれた場合は、振込超過分を一括返金しなければなりません。

【国内連絡者の住所変更があった場合の手続き】

あなたが海外の大学院に進学した後の奨学金の手続きは、すべて国内連絡者を通じて行います。確実に連絡が取れるよう、国内連絡者の住所に変更があった場合は、必ず機構へ届け出てください。

2 奨学金継続願

毎年 1 回、次年度も引き続き奨学金の貸与を希望することを願い出る「奨学金継続願」を提出する必要があります。「奨学金継続願」は 11 月下旬を目途に、国内連絡者へ送付します。



機構が定める期限内に提出しなかった場合は、年度内で奨学金の貸与が終了します。

3 適格認定

「奨学金継続願」の提出後、機構により、奨学生としての適格性が保たれていることが確認された場合は、次年度も引き続き奨学金の貸与を受けることが可能です。



学業成績が不振等の場合は、奨学金の貸与が停止されたり、廃止（打ち切り）となったりすることがあります。奨学生としての自覚をもって勉学や学生生活に取り組んでください。

4 奨学金貸与中～返還中の手続き

4 貸与の終了

次の場合は、奨学金の貸与が終了します。

事由	説明
満期	貸与終期までの貸与が完了したとき。
辞退	海外留学支援制度の受給終了が当初の予定より早まったとき。／奨学金が必要でなくなった旨の申出があったとき。 (奨学生本人が債務整理手続きを開始したときは、奨学金の辞退手続きが必要です)
退学	在学する大学院を退学したとき。
廃止	成績不振等により奨学生として適格でないと認定されたとき。
死亡	奨学生本人が死亡したとき。

5 貸与終了時の手続き

奨学金の貸与終了時には、これまでに貸与を受けた奨学金の額や返還の条件等を記載した「貸与奨学金返還確認票」を交付しますので、内容を確認してください。同時に、口座振替（リレー口座）加入手続きを行ってください。

6 奨学金返還中の手続き

返還が困難となった場合や改氏名・住所変更があった場合は、必ず機構に連絡して必要な手続きを行ってください。返還が完了したときは、「返還完了証」をお送りします。

7 奨学金に関する事項の選択・変更時期

奨学金申込時に選択した事項の変更をするためには所定の制約や手続きが発生します。

事項		時期	申込時	返還誓約書提出時	貸与中(※1)	貸与終了時	返還中
①	第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の貸与月額（3 ページ）		選択	変更不可	変更可		
②	入学時特別増額貸与奨学金の貸与額（3 ページ）		選択				
③	第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の辞退			可	可		
④	入学時特別増額貸与奨学金の利率の算定方法（9 ページ）		選択				
⑤	留学先学校		届出				
⑥	連帯保証人・保証人（7 ～ 8 ページ）		届出	変更可	変更可	変更不可	変更可
⑦	本人以外の連絡先（7 ページ）		届出	変更可	変更可	変更不可	変更可
⑧	奨学金振込口座（6 ページ）		届出	変更不可	変更可		
⑨	第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の返還方式（10 ～ 11 ページ）	定額返還方式→所得連動返還方式	選択	変更不可	変更可	変更不可	変更可
		所得連動返還方式→定額返還方式	選択	変更不可	変更可	変更不可	変更不可
⑩	定額返還方式の割賦方法（11 ページ）			選択(※3)	変更不可	変更不可	変更不可
⑪	返還金振替口座（6 ページ）					届出	変更可

(※1) この表において、貸与中とは「返還誓約書」提出後に限ります。

(※2) 審査・選考完了後、1 回の振込みで貸与終了となる入学時特別増額貸与奨学金に関する変更はできません。

(※3) 「返還誓約書」提出時に選択した「割賦方法」は、その後は原則として変更できません。

資料 1 奨学金の返還例

24 か月又は 36 か月以外の貸与月数や「月賦・半年賦併用返還」を希望する場合等、以下の表にない条件でも、機構ホームページの「奨学金貸与・返還シミュレーション」画面で試算ができます。

<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>

【第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）】

区分	貸与月額	貸与月数	返還総額	定額返還方式			所得連動返還方式
				返還期間	返還回数	月賦返還額	返還金額と回数
修士課程	50,000 円	24 か月	1,200,000 円	12 年	144 回	8,333 円	貸与終了後のあなたの収入に応じて返還月額・返還回数が変わります。 返還月額＝（課税対象所得×9%）÷12 ※子ども1人につき33万円を課税対象所得から控除します。
	88,000 円	24 か月	2,112,000 円	14 年	168 回	12,571 円	
博士課程	80,000 円	36 か月	2,880,000 円	16 年	192 回	15,000 円	
	122,000 円	36 か月	4,392,000 円	20 年	240 回	18,300 円	

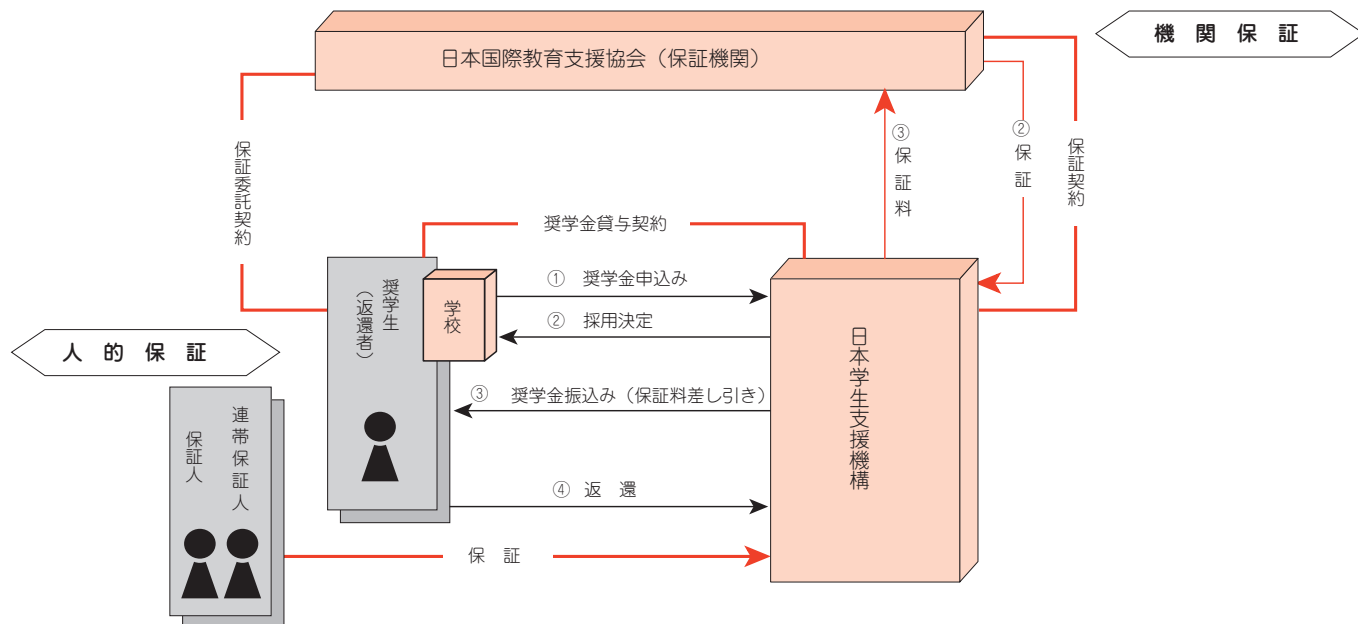
（注1）月賦返還額の端数は最終回で調整されます。

（注2）所得連動返還方式の場合、課税対象所得の9%が年間の返還額とされているため、返還月額は、その年間の返還額を12で割った金額となります（最低返還月額は2,000円）。

資料 2 第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の保証制度の仕組み

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の貸与を受けるには、機関保証と人的保証（連帯保証人と保証人を選任）の両方の保証が必要です。

【第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の保証制度概要】



●機関保証制度の詳細（人的保証制度は7～8ページをご覧ください）

① 奨学金申込み

あなたが機構に奨学金を申し込みます。同時に保証機関である「公益財団法人日本国際教育支援協会」（以下、「保証機関（協会）」という）に対し保証委託を申し込みます。

② 保証機関による保証、採用決定

保証機関（協会）が債務の保証をし、機構が奨学生として採用を決定します。なお、採用時に「返還誓約書」及び「保証依頼書（兼保証委託契約書）」の提出が必要です。

③ 保証料差し引き、奨学金振込み

機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。保証機関（協会）は、第1回目の保証料を受領したときから保証を開始します。保証の範囲は、元金・利子（入学時特別増額貸与奨学金（第二種奨学金））・延滞金で、保証期間は貸与の始期から返還完了までです。

④ 返還

貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。機構に対し約束どおりの返還をあなたにさせていただきます（保証料を含む返還総額を返還していただきます）。

⑤ 返還を延滞した場合

返還を延滞した場合については、13ページを参照してください。万一、奨学金の返還を長期間延滞したときは、保証機関があなたに代わって機構に返還（代位弁済）しますが、あなたの返還義務がなくなるわけではありません。保証機関があなたに一括返還を求めることになります。



次のいずれかに該当する場合は、支払われた保証料の一部を保証機関（協会）からお返しすることがあります。

- ・奨学金を繰上返還し、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ・奨学金返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則として奨学金の振込口座又は返還用振替口座（リレー口座）です。ただし、死亡による返還免除の場合は、機構に「奨学金返還免除願」を申請した方の届け出た口座になります。

公益財団法人日本国際教育支援協会ホームページもご覧ください。

<https://kikanhoshho.jees.or.jp/>

資料 3 保証料（目安）

- ・ 本保証料月額、2024年度に採用された奨学生の保証料月額に基づく目安を例として抜粋したものです。
- ・ 最新の情報及び以下の記載例以外の場合については、右の二次元コードから日本学生支援機構のホームページでご確認ください。



【第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）】

区分	貸与期間（月）	貸与月額（円）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
修士課程	24	50,000	1,200,000	144	1,517
		88,000	2,112,000	168	3,054
博士課程	36	80,000	2,880,000	192	3,065
		122,000	4,392,000	240	5,629

【入学時特別増額貸与奨学金】

区分	貸与期間（月）	貸与月額（円）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
入学時特別 増額貸与 奨学金 (第二種奨学金、 有利子)	1	100,000	100,000	36	1,028
		200,000	200,000	72	3,960
		300,000	300,000	84	6,861
		400,000	400,000	120	12,720
		500,000	500,000	120	15,900

（特記事項）

- ①保証料は、貸与月額、貸与月数、貸与利率、返還期間等により異なります。
- ②あなたの保証料月額は、奨学生採用時に交付される「奨学生証」でお知らせします。
- ③保証料は、原則として機構が毎月の奨学金貸与額から差し引いて徴収し、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払います。
- ④入学時特別増額貸与奨学金の保証料は、この奨学金が交付されときの1回払いとなります。

資料 4 やっかん 保証委託約款

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款

(保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に保証を委託します。

(保証の範囲)

第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）、確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書等（以下「返還誓約書等」という。）により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の債務（以下「奨学金返還債務」という。）とします。

2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

(奨学金貸与契約の遵守)

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

(保証料等)

第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料（以下「所定の保証料」という。）を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び第二種奨学金（海外）の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることができるとし、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合においては、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合、私が当初の約定と異なる返還をした場合等は、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。

(1) 私が、繰上返還又は機構から返還を一部免除される等により、定額返還方式においては奨学金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日（貸与終了後に機関保証に加入した者については、定額返還方式においては当該加入時における最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日）前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。

(2) 私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。

(3) 私が、保証料の過払いをしたとき。

(4) 違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

(保証の効力)

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

(保証の形態)

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

(届出事項)

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠ったために協会から私あての連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。

(調査)

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

(保証債務の履行)

第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協会が機構から保証債務の履行（以下「代位弁済」という。）を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるものとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

(求償権の範囲)

第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(求償権についての返済期限の猶予)

第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。

(1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。
(2) 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。
(3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。
(4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。
(5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

(1) 第2号に該当するときは、その事由が継続する期間
(2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができるものとします。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長する必要を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

(求償権についての返済免除)

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。

2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。

(返済期限の猶予及び返済免除の手続)

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願い出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

(返済の充当順序)

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

(業務の委託)

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

(公正証書の作成)

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

(管轄裁判所の同意)

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

(個人情報の開示、訂正及び削除)

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。

(代位弁済後の完済等の情報の提供)

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人情報取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。

(注) 本約款は2025年1月時点のものです。関係規程等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、予めご承知おきください。

第3部

申込手続きと提出書類

1 申込みスケジュール

5月から2月まで毎月申込書類の提出期限を設けています。不備なく審査が完了した場合、申込月の翌月に初回の奨学金が交付されます。ただし、海外留学支援制度（大学院学位取得型）の支援開始前に申し込んだ場合は、海外留学支援制度（大学院学位取得型）の支援開始手続きにかかる審査完了後に採用が決定します。

申込月	書類提出期限	初回奨学金交付	申込月	書類提出期限	初回奨学金交付
○第1回（5月）	5月10日	6月11日	●第6回（10月）	10月10日	11月11日
○第2回（6月）	6月10日	7月11日	●第7回（11月）	11月10日	12月11日
○第3回（7月）	7月10日	8月11日	●第8回（12月）	12月10日	1月11日
○第4回（8月）	8月10日	9月11日	●第9回（1月）	1月10日	2月11日
○第5回（9月）	9月10日	10月11日	●第10回（2月）	2月10日	3月11日

※日本学生支援機構に書類が到着した日を「申込日」（誓約日）として扱います。

※書類提出期限は機構必着です。書類提出期限が土・日・祝日にあたる場合は、翌営業日となります。期限を過ぎた場合、申込月及び初回奨学金交付は次月以降になります。

例）6月11日に機構に書類が到着した場合は、6月申込みではなく7月申込みとして扱います。

※提出書類に不備等（誤記入や記入もれ、書類相違や未提出）があった場合は、国内連絡者宛てに照会を行います。

期限内に提出しても、不備があった場合には、初回奨学金交付は次月以降になりますので、ご了承ください。

※初回奨学金交付日において上記の日が金融機関の休業日のときは前営業日となります。

※○第1回～第5回【4/1～9/10申込】と●第6回～第10回【9/11～2/10申込】では、取得する収入証明書の「年」が異なります。

2 申込手続きの流れ

予約採用の申込手続きの流れは次のとおりです。

① 申込関係書類のダウンロード・提出期限の確認

機構のホームページから申込関係書類をダウンロードし、書類の提出期限等を確認します。

② 提出書類の作成・取得

申込みに必要な書類を作成・取得します。

		書類
申込者全員必要 （提出必須）	1	【様式A】確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書
	2	【様式B】申込書
	3	収入に関する証明書類
該当者のみ	4	海外居住者のための収入申告書
	5	（進学前離職の特例措置対象者）離職・無給休職証明書
	6	（転職者）収入に関する書類

③ 書類の提出

申請用フォームを入力し、提出用画面に申込書類を圧縮したファイル（zipファイル）をアップロードします。

④ 申込手続き完了

3 必要書類

申込みに必要となる書類は次のとおりです。

○【4/1～9/10 申込】は第1～第5回（5月～9月）申込みの方、●【9/11～2/10 申込】は第6～第10回（10月～2月）申込みの方のことで（26 ページ）。

【全員提出が必要な書類】

1. 【様式 A】「確認書」

申込みにあたって必要事項を確認し、機構の諸規程に従うこと等を確認する書類です。

申込者は全員提出が必要です。（28 ページ）

2. 【様式 B】「申込書」

奨学金の貸与内容や連帯保証人・保証人の情報、本人（及び配偶者）の収入に関する情報、口座情報等、申込みに必要な情報を届け出る書類です。

申込者は全員提出が必要です。

3. 収入に関する証明書類 ※申込回によって異なります。

○【4/1～9/10 申込】

申込者本人（及び配偶者）の状況に応じた収入等に関する証明書類として、令和 6（2024）年度「課税証明書」または「非課税証明書」等を提出してください。（29～30 ページ）

●【9/11～2/10 申込】

申込者本人（及び配偶者）の状況に応じた収入等に関する証明書類として、令和 7（2025）年度「課税証明書」または「非課税証明書」等を提出してください。（29～30 ページ）

また、生活保護を受給している場合は、「生活保護受給証明書」の提出が必要です。

【該当者のみが提出が必要な書類】

4. 「海外居住者のための収入等申告書」

○【4/1～9/10 申込】（29 ページ）

2024 年 1 月 1 日時点で申込者本人（又は配偶者）が海外居住していた場合は、提出が必要です。

●【9/11～2/10 申込】（29 ページ）

2025 年 1 月 1 日時点で申込者本人（又は配偶者）が海外居住していた場合は、提出が必要です。

5. （進学前離職の特例措置対象者）離職・無給休職証明書

申込者本人が特例措置の対象者であり、特例措置の適用を希望する場合は「離職証明書」または「無給休職証明書」の提出が必要です。（31 ページ）

6. （転職者）収入に関する証明書

○【4/1～9/10 申込】（32 ページ）

2023 年 1 月 2 日以降に、申込者本人又は（及び）配偶者が転職したことによって収入が減少した場合は転職後の収入を用いて家計審査を行うことが可能です。希望者は収入証明書を提出してください。

●【9/11～2/10 申込】（32 ページ）

2024 年 1 月 2 日以降に、申込者本人又は（及び）配偶者が転職したことによって収入が減少した場合は転職後の収入を用いて家計審査を行うことが可能です。希望者は収入証明書を提出してください。

7. 入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書

入学時特別増額貸与奨学金希望者のうち、家計審査の結果、機構から日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の「申込必要」と連絡を受けた人で、実際に日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用できない世帯は、提出が必要です。

なお、申告書には添付書類が必要です。（17 ページ）

4【様式 A】「確認書」の作成・記入例

1 確認書とは

「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」（以下、「確認書」という）とは、奨学金を申し込むにあたり、奨学金の制度・手続き等に関する機構の定めに従うことについて確認、同意したことを確約する、重要な書類です。

確認書の2枚目に記載の「個人情報情報の取扱いに関する同意条項」の内容は、本冊子15ページにも記載していますので、よく読んで理解したうえで記入してください。

特に、**貸与奨学金は、返還する必要がある**ことを改めて認識したうえで記入してください。

2 作成上の注意点

次の注意点をよく読んで、記入例を参考に作成してください。

- ① 1枚目を印刷し、本人署名欄に記入のうえ、PDF化してください。
- ② 黒又は青の、**消せないボールペン** で記入してください。電子ペンで記入した場合は作成し直しとなります。
- ③ **申込者本人が自分で記入・署名**してください。なぞり書きは作成し直しとなります。
- ④ 署名は、**住民票に記載された表記で、判読できるよう丁寧**に行ってください。
- ⑤ **住所は省略せずに記入**してください。
- ⑥ 記入を誤った場合は、誤った箇所を二重線で消し、近くの余白に正しく書き直してください。修正テープを使用した場合は、作成し直しとなります。
- ⑦ 「**確認書**」と「**確認書の約款**」を提出してください。

記入例

確認書

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書
（入学時特別増額貸与奨学金を含む）

住所は、国内の住民票住所を記入してください。既に海外に在住している場合は、住民票（除票）の住所を記入してください（海外住所は記入しないでください）。

◆本人署名欄◆

本人	フリガナ	ショウガク マナブ				海外留学支援制度（大学院学位取得型）個人番号	
	氏名 漢字 (自署)	奨学 まなぶ				25SD00000000	
						〒 162 - 0845	
						東京都新宿区市谷本村町10-7	
生年月日	(西暦)	2001 年 4 月 25 日	性別 (任意)	男 ・ 女	電話番号 (自宅・携帯)	03 (0000) 0000	
課程	修士課程 ・ 博士課程				外国籍の方は 在留資格		

入力せず、自署してください。

日本国籍の人は記入不要です。

5 収入に関する書類

申込者本人（及び配偶者）の収入に関する以下の書類を提出してください。

- 【4/1～9/10申込】は第1～第5回（5月～9月）申込みの方、●【9/11～2/10申込】は第6～第10回（10月～2月）申込みの方のことで（26ページ）。

〈国内居住〉

- 【4/1～9/10申込】2024年1月1日時点で申込者本人（及び配偶者）が国内居住をしていた場合
●【9/11～2/10申込】2025年1月1日時点で申込者本人（及び配偶者）が国内居住をしていた場合

必要な書類	提出が必要な人
○【4/1～9/10申込】令和6(2024)年度(令和5年分)の「課税証明書」または「非課税証明書」 ●【9/11～2/10申込】令和7(2025)年度(令和6年分)の「課税証明書」または「非課税証明書」 ※以下の項目の記載があるもの ① 課税標準額 ② 調整控除額 ③ 扶養親族数 ④ 控除等に係る本人該当区分 ⑤ 合計所得金額 ⑥ 総所得金額等 ※「課税証明書」または「非課税証明書」は上記①～⑥すべての項目の記載があるものがが必要です。	全員
「生活保護受給証明書」 ○【4/1～9/10申込】2024年1月1日時点で受給していたことが分かるもの ●【9/11～2/10申込】2025年1月1日時点で受給していたことが分かるもの	生活保護受給者 (該当者)



※いずれもコピーでの提出が可能です。

※「課税証明書」または「非課税証明書」及び「生活保護受給証明書」は、お住まいの市区町村より発行を受けてください。

※「課税証明書」に②調整控除額の記載がない場合には、0円で審査します。また、「生活保護受給証明書」に扶助の種類の記載がない場合は、生活保護を受給していないものとして判定します。

〈海外居住〉

- 【4/1～9/10申込】2024年1月1日時点で申込者本人（又は配偶者）が海外居住をしていた場合
●【9/11～2/10申込】2025年1月1日時点で申込者本人（又は配偶者）が海外居住をしていた場合

① 申込者本人（配偶者がいる場合は、申込者本人及び配偶者）の収入等の証明書

証明書の詳細については、30ページの「◎収入等の証明書類（海外居住者がいる場合）」にて確認してください。

② 申込書の「年収等の実績計算」項目への入力

○【4/1～9/10申込】は海外居住者の2023年（1月～12月）の収入等、●【9/11～2/10申込】は海外居住者の2024年（1月～12月）の収入等の計算過程を明確にするために、収入月、収入分類（給与収入、給与・年金以外の所得等）、金額等を申込書に入力します。申込書の例を確認のうえ入力してください。

③「海外居住者のための収入等申告書」

○【4/1～9/10申込】は2023年（1月～12月）の収入等、●【9/11～2/10申込】は2024年（1月～12月）の収入等を申告し、審査に必要な値を算出するための専用ツールです。

下のJASSOのホームページよりダウンロードしてパソコン上で必要項目を入力し、印刷したものを提出します。国内居住者の方は、所得（課税）証明書等より必要金額を入力します。

「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」は、機構のホームページからダウンロードして必要事項を入力し、提出してください。

※このツールには個人情報を入力します。共用のパソコン等でツールを使用する場合は、使用後のツールを共用のパソコン等に残さないよう取扱いには十分ご注意ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kaigai_zaigaku/1shu_gakui.html



◎収入等の証明書類（海外居住者がいる場合）



○【4/1～9/10申込】は第1～第5回（5月～9月）申込みの方、●【9/11～2/10申込】は第6～第10回（10月～2月）申込みの方のことです（26ページ）。

証明書類	必要書類の詳細	
	海外居住者	国内居住者
証明書類	○【4/1～9/10申込】 2024年1月1日時点で日本国内に住民票がなかった本人（又は配偶者） ●【9/11～2/10申込】 2025年1月1日時点で日本国内に住民票がなかった本人（又は配偶者）	左記に該当しない本人（又は配偶者）
の収入等の証明書類	該当するいずれかの証明書類の提出が必要です。（複数該当する場合はすべて） ※いずれも日本語訳を付記してください。 ・給与収入があった場合 給与明細書もしくは事業所発行の年収証明書 ※年収証明書は、<u>みなし金額ではなく実際に支払いを受けた金額の証明</u>が必要です。 ○【4/1～9/10申込】 2023年1月～12月分 （準備できない場合は2023年10月～12月分） ●【9/11～2/10申込】 2024年1月～12月分 （準備できない場合は2024年10月～12月分） ・公的年金等の収入があった場合 1年間の受給金額が分かる通知書等 （年金証書等月額が分かるもの） ○【4/1～9/10申込】 2023 年分 ●【9/11～2/10申込】 2024 年分 ・給与・年金以外の所得があった場合 帳簿 ○【4/1～9/10申込】 2023年1月～12月分 （準備できない場合は2023年10月～12月分） ●【9/11～2/10申込】 2024年1月～12月分 （準備できない場合は2024年10月～12月分） ・無収入だった場合 居住国の公共機関が発行する1年間の無収入の証明書 （無収入である期間が1年未満の場合は、月単位で無収入と分かる証明書） ○【4/1～9/10申込】 2023 年分 ●【9/11～2/10申込】 2024 年分	○【4/1～9/10申込】 令和6（2024）年度（令和5年分）の「課税証明書」または「非課税証明書」 ●【9/11～2/10申込】 令和7（2025）年度（令和6年分）の「課税証明書」または「非課税証明書」 ※以下の項目の記載が必要です。 ①給与収入額（給与所得がある場合） ②所得の内訳ごとの金額（給与以外の所得がある場合） ③無収入の場合は合計所得金額（0円） ④課税標準額 ⑤調整控除額 ⑥扶養親族数 ⑦控除等に係る本人該当区分 ⑧合計所得金額 ⑨総所得金額等 ※⑤調整控除額の記載がない場合は0円で審査します。 （該当する場合のみ） 「生活保護受給証明書」 ※扶助の種類の記載がない場合には、生活保護を受給していないものとして判定します。
障がい者控除の証明書類	（該当する場合のみ）障害者手帳のコピー等	



①「給与収入」及び「年金収入」は、それぞれ、額面の収入金額（控除前の金額）です。

「給与・年金以外の所得」は、売上等から経費を差し引いた所得金額です。

②無収入の場合は、居住国の公共機関が発行する無収入証明書の提出が必要です。無収入であることが分かる証明書類の提出ができない場合は、奨学金に申し込みません。

③障がい者控除の証明書類の添付が確認できない場合は、申告にかかわらず、該当者がいないものとして取り扱います。

6 進学前離職の特例措置について

申込者本人が進学のために進学前1年以内に離職または無給休職することにより収入の減少が見込まれる場合は、以下の特例措置を適用し、所得の判定を行います。

1 進学する本人の所得を審査時に算入しない特例措置適用の趣旨

家計基準は、住民税情報に基づく貸与額算定基準額により判定を行います。

その際、貸与額算定基準額は、○【4/1～9/10申込】は2024年度の住民税情報（2023年1月～12月分）、●【9/11～2/10申込】は2025年度の住民税情報（2024年1月～12月分）に基づいて算定するため、申込者本人が進学に伴い離職または無給休職することにより収入の減少が見込まれる場合に、実態との乖離が生じることになります。

このため、海外の大学院に進学する年月日の1年前から前日までに離職または無給休職した（する予定の）申込者本人の所得を選考に算入しない特例措置を適用することで、経済的支援の公平性の確保を図ります。

なお、当該特例措置の適用の認定を受けても、申込者本人に配偶者がいる場合には配偶者の所得の状況等により、不採用となる場合もございますので、あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

2 特例措置適用の対象者

2025年度又は2024年度に海外大学院へ1年次として進学し、かつ進学した日の1年前から前日までに離職又は無給休職した方。

<2025年度入学の場合>

- 【4/1～9/10申込】2024年度（2023年1月～12月分）の住民税が課されていること。
- 【9/11～2/10申込】2025年度（2024年1月～12月分）の住民税が課されていること。

<2024年度入学の場合>

- 【4/1～9/10申込】2024年度（2023年1月～12月分）の住民税が課されていること。
- 【9/11～2/10申込】対象外です。

3 申請方法・提出期限

上記2の対象者に該当し、特例措置適用を希望する場合には、申込書に進学（予定）年月日、離職又は無給休職（予定）年月日を入力してください。

当該対象者は、「離職証明書」または「無給休職証明書」等を提出していただくことになります。

既に離職済の人は申請時に次の書類を提出してください。なお、離職前の人は、離職後すみやかに提出してください。

必要書類	概要
次の（１）～（５）のいずれかの書類 （１）会社発行の離職（退職）証明書 （２）雇用保険被保険者離職票（写し） （３）雇用保険受給資格者証（写し） （４）退職（離職）日の記載がある源泉徴収票（写し） （５）休職日の記載がある休職証明書（無給であることがわかるもの）	入学する日の前1年以内の離職（退職）日※と、離職（退職）者として学生本人の氏名の記載が必要です。 ※休職している場合は、休職日

※ ○【4/1～9/10申込】は第1～第5回（5月～9月）申込みの方、●【9/11～2/10申込】は第6～第10回（10月～2月）申込みの方のことです（26ページ）。

7 転職者 収入に関する書類と「申込書」入力上の注意点

1 転職により収入が減少した場合

貸与額算定基準額（5ページ参照）は、提出された課税証明書の住民税情報により算出しますが、以下の条件を満たす場合は、給与収入及び事業所得について、転職後の収入を用いて貸与額算定基準額の算定を行うことが可能です。

※転職とは、勤務先を変更した、または開業したことをいいます。

※アルバイトの数が変更になり、減収した場合も含まれます。

○【4/1～9/10申込】

2023年1月2日以降に申込者本人又は（及び）配偶者が転職したことによって収入が減少した場合

●【9/11～2/10申込】

2024年1月2日以降に申込者本人又は（及び）配偶者が転職したことによって収入が減少した場合

2 提出書類

転職後の収入を用いて貸与額算定基準額の算定を希望する場合には、以下書類も提出いただく必要があります。

給与収入の場合と事業所得の場合で、必要な書類が異なります。

申込者本人及び配偶者がともに該当する場合は、それぞれ提出してください。

※給与収入及び事業所得がある場合には、両方提出が必要です。

（例）A社に転職して減収したが、自営業（変化なし）も行っている場合は、A社の給与明細及び、自営業分の帳簿を提出してください。

対象者	必要書類	概要
給与収入の場合	転職後の給与明細 （直近3か月分） ※直近3か月の期間内に賞与がある場合は 賞与明細書も提出 ※転職してから3か月に満たない場合は、 転職した月以降の分を提出	給与明細から平均月収を算出（非課税の 交通費を除く）し、年額を算出します。 ※氏名、勤務先名、月ごとの金額が記載 された給与明細書が必要です。
事業所得の場合	帳簿 （直近3か月分） ※開業してから3か月に満たない場合は、 開業した月以降の分を提出	月ごとの「売上総額」「経費総額」が書 かれているものを提出してください。 収入（売上）金額から必要経費を差し引 いて所得金額の年額を算出します。

3 「申込書」入力上の注意点

- ・営業所得の場合には【営業所得記入欄】に直近3か月分の実績金額を入力し、該当する帳簿の写し3か月分を添付してください。
- ・給与収入の場合には【営業所得記入欄】は入力不要です。該当する給与明細3か月分を添付してください。
- ・申込者本人及び配偶者がともに該当する場合は、それぞれ入力してください。

※ ○【4/1～9/10申込】は第1～第5回（5月～9月）申込みの方、●【9/11～2/10申込】は第6～第10回（10月～2月）申込みの方のことです（26ページ）。

8 必要書類の提出

申請用フォームの入力と申込書類の提出

必要書類がすべてそろったら、機構ホームページの申請用フォームに必要事項を入力し、提出用画面に申込書類を圧縮したファイル（zipファイル）をアップロードのうえ、申込書類を提出してください。

【申請用フォーム】

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kaigai_zaigaku/1shu_gakui.html

※申請用フォームの最後に、提出用画面にログインするためのURLが表示されます。

一度しか表示されませんので、必ずURL が記載された画面を保存してください。

画面を保存できなかった場合は、再度申請用フォームを入力し直してください。



【アップロード時の留意事項】

○すべてのファイルは圧縮し、zip ファイル形式にしたうえでアップロードしてください。

○ファイルは次の規則に従って、名前を付けてください。

- ・ **圧縮ファイル**⇒「海外留学支援制度（大学院学位取得型）個人番号+第一種（海外大学院学位取得型対象）+提出回」

【全員提出が必要な書類】

- ・ **【様式A】 確認書**⇒「海外留学支援制度（大学院学位取得型）個人番号+確認書+提出回」
※確認書は必ず1枚目と2枚目をPDF ファイルにしてください。
- ・ **【様式B】 申込書**⇒「海外留学支援制度（大学院学位取得型）個人番号+申込書+提出回」
- ・ **収入証明書**⇒「海外留学支援制度（大学院学位取得型）個人番号+収入証明書+提出回」

【該当者のみ提出が必要な書類】

- ・ **海外居住者のための申告書**⇒「海外留学支援制度（大学院学位取得型）個人番号+海外居住者のための申告書+提出回」
- ・ **入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書**⇒「海外留学支援制度（大学院学位取得型）個人番号+入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書+提出回」
- ・ **「進学前離職の特例措置」の離職または無給休職証明書**⇒「海外留学支援制度（大学院学位取得型）個人番号+進学前離職の特例措置+提出回」

提出回は初回提出の際は「1」、再提出の際は「2」、再々提出の際は「3」としてください。

例）個人番号「2025ABC」の人が、確認書を初回提出する場合のファイル名：2025ABC 確認書 1

○書類をスキャンする場合は文字が見切れないよう、書類全体を鮮明に読み取るように注意してください。

○インターネットにより提出した場合、別途原本の郵送は不要です。

○郵送で提出する場合も、申請用フォームの入力は必要です。海外から直接郵送する場合はEMS、国内連絡者を通じて郵送する場合は簡易書留等、必ず配達記録の残る方法で提出してください。

【問合わせ先】

独立行政法人日本学生支援機構 貸与・給付部 特別採用課 海外貸与係

住所：〒104-8173 東京都中央区銀座6-18-2

TEL：(03) 6743 - 6040（平日 8:30 ~ 18:15）

FAX：(03) 6743 - 6671

URL：https://www.jasso.go.jp

ご案内



ホームページの便利なコンテンツ

<https://www.jasso.go.jp>

奨学金

検索

日本学生支援機構のホームページにおいて、随時情報を提供しています。奨学金に関するお問い合わせは、まず、ホームページをご覧ください。

奨学金貸与・返還シミュレーション

貸与奨学金の種類、貸与月額、利率などさまざまな条件で、将来の返還額や返還回数の試算ができます。



スカラネット・パーソナル（スカラPS）

あなた個人の奨学金情報の閲覧や継続願等の手続きを行うことができるシステムです。採用されたら必ず新規登録してください。以前に奨学金の貸与を受けた方は、返還明細を確認することもできます。



奨学金相談サイト

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できるQ&Aサイトです。お電話でのお問合せの前に、是非ご活用ください。



地方公共団体や企業による奨学金返還支援

奨学金の返還額の一部又は全額を支援している地方公共団体・企業があります。詳しくは日本学生支援機構のホームページにて確認してください。

地方公共団体による奨学金の返還支援（地方創生）



企業による奨学金返還支援（代理返還）



申込みにに関するお問合せ先

日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金に関する一般的なお問合せの相談窓口です。



0570-666-301 ナビダイヤル
全国共通

月曜日～金曜日 9:00～20:00（土・日・祝日・年末年始を除く）